

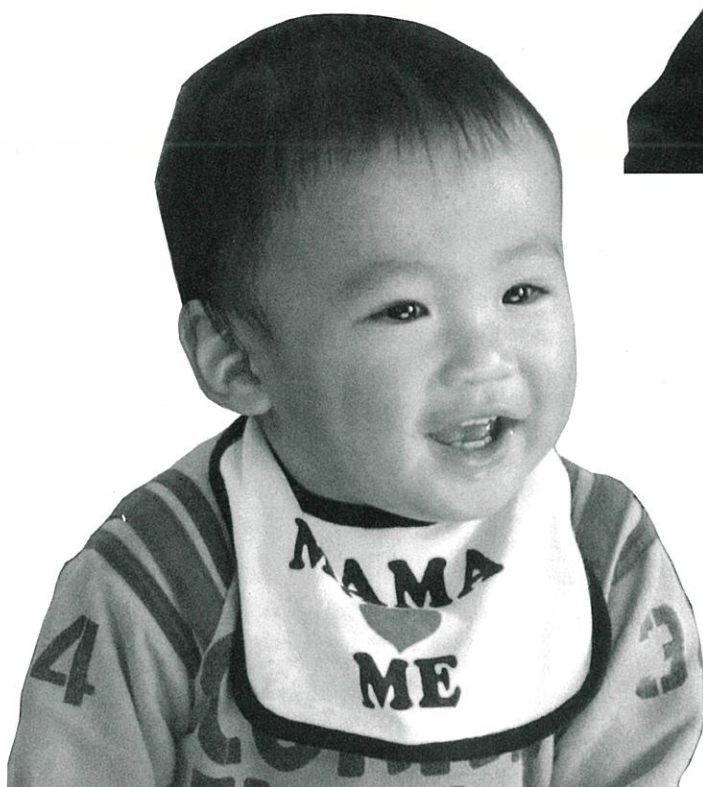
笑顔があれば言葉はいらない! ②

子どもってすばらしい
ニコッと微笑んだだけで
みんなを元気にしてくれる
社協は子どもたちの明日を
応援していきます。



あおい
澤田 葵ちゃん(1歳4ヵ月)

<お母さんからのメッセージ>
活発で明るい子になってほしいです!



けいすけ
山崎 馨介くん(1歳3ヵ月)

<お母さんからのメッセージ>
たくさんの人に愛される子になってほしいです!

くいやま
社協だより

2013 12.1発行 第93号

- 社会福祉貢献者表彰…………… 2
- 社協事業報告…………… 3
- 全国社協会長表彰受賞報告… 4、5
- 生活福祉資金貸付制度等のご案内… 6、7
- 社協からのお知らせ…………… 8

認められたケアラー支援活動

— 栗山町社協が優良活動で全国表彰！ —

①命のバトン配付

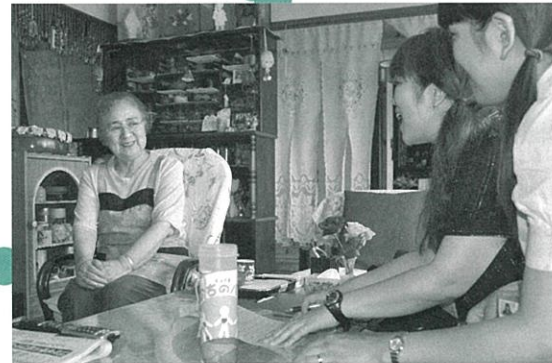
ひとり暮らしやケアラー世帯は、毎日の生活に多くの不安を抱えています。そこで、命のバトン（緊急の連絡先、かかりつけの病院、薬などを記入）を備えることで地域や行政との関係が深まり安心した日々が送れる。

※現在730世帯に配付



②在宅サポーターの配置

社協で新しいマンパワーとして在宅サポーターを採用し、毎日命のバトンの配付世帯を訪問している。そして、訪問した時の情報を町内会長、民生委員、行政に連絡をしている。



③宅配電話帳

買物に不便を感じている世帯が多くなることから、商店などに呼び掛け、宅配などのアイデアを考えてもらい「宅配電話帳」を作成し、全世帯に配付している。



④熟年人材登録

町民同士で支え合う次代を想定し、職学上の専門的技術や個人的に極めて来た芸術や趣味などを、それぞれが先生となり地域で生かしてもらうもの。



⑤ケアラー手帳

介護をすることで、ケアラーが地域と疎遠になることを防ぐため、ケアラー手帳を配付し、内会、民生委員、ボランティア、保健師、在宅サポーターなどが、係わることで、介護の社会化を図りたい。



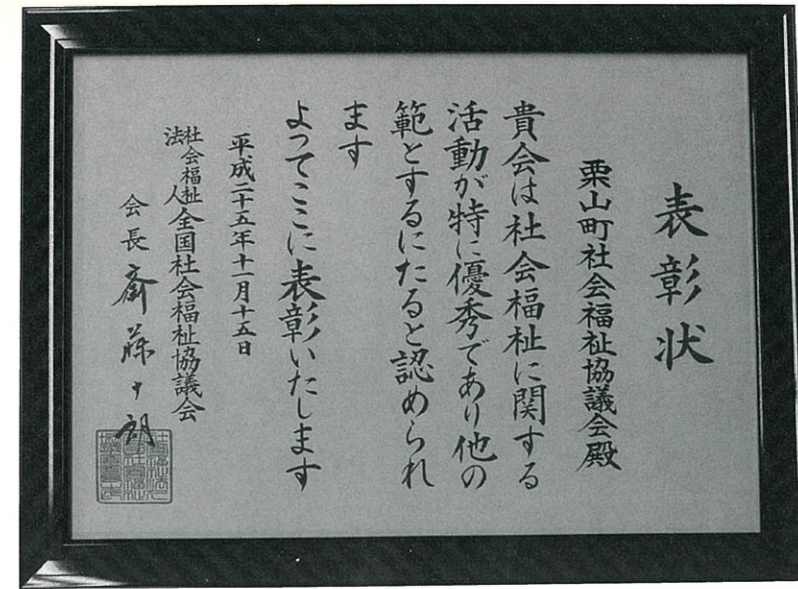
⑥まちなかケアラースカフェ

今後1人暮らしやケアラーさらには認知症の方が増えると予想され、個々の世帯へのサービスは困難になることから、支えられる側や支える側がいつでも交流できる「たまり場」として活用。



⑦ケアラーサポーター養成

ケアラー世帯の増加に備え、町民の中からケアラーサポーターを養成し、今後、町内の各ケアラー世帯を訪問してもらう。



◆生活福祉資金貸付資金一覧表

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期限	利率
1. 教育支援資金 高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に入学または就学するために必要な経費				
◆教育支援費 例：授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費				
◆就学支度費 例：入学金等で、入学時に学校に納入する経費 制服、靴、体育着等で学校の指定により、入学時に購入するもの 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの				
教育支援費	高校 月額 35,000円以内 専門学校 月額 60,000円以内 短大 月額 60,000円以内 大学 月額 65,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内 (貸付額により 期間の制限有)	無利子
就学支度費	500,000円以内			
2. 福祉資金 日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる経費				
【福祉費の内容】 ◆生業を営む、技能習得、住宅の増改築・補修等、福祉用具等購入、障害者用自動車の購入、 ◆負傷または疾病の療養 ※療養期間が1年～1年半を超えないとき ◆介護サービス・障害者サービス等を受ける ※介護サービスを受ける期間が1年～1年半を超えないとき 等に必要な経費				
福祉費	500,000円 ～5,800,000円	6カ月以内	3年～ 20年以内	※無利子または 年1.5%
年金受給権取得経費	500,000円以内	年金受給権取得後	3年以内	
緊急小口資金	100,000円以内	2カ月以内		無利子
3. 不動産担保型生活資金 居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費				
不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 ※土地評価額が1,000万円以上あることが条件	契約終了後 3カ月以内	据置期間 終了の時	年3%または 長期プライムレートの いずれか 低い利率
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 ※居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件			
4. 総合支援資金 失業等により、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しに必要な継続的な相談支援 (就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯への貸付				
【次の要件のいずれにも該当する世帯】 ・低所得世帯で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ・公的な書類で本人確認ができる ・住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅確保が確実に見込まれる ・社会福祉協議会及び関係機関から、貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意している ・貸付及び支援を行うことにより、自立した生活と償還が見込まれる ・失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付・貸付けを受けられず生活費を賄えない				
生活支援費 (貸付期間は12カ月以内)	単身 月額 150,000円以内 複数 月額 200,000円以内	6カ月以内	20年以内	※無利子 または 年1.5%
住居入居費	400,000円以内	貸付日から		
一時生活再建費	600,000円以内	6カ月以内		

※利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

生活福祉資金貸付制度のご案内

◆生活福祉資金貸付制度とは？

厚生労働省の要綱に基づき、

- ◆他の貸付制度が利用できない
- ◆他制度を活用しても不足が生じる

低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指すことを目的とした制度です。

◆制度をご利用いただける世帯

- 低所得世帯 世帯収入が一定基準以下の方。
【貸付対象となる世帯の年間収入の目安】

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
以下1人当たり加算額：60万円	

- 障害者世帯 ①身体障害者手帳交付者
②療育手帳交付者
③精神障害者保健福祉手帳交付者
④障害者自立支援によるサービスを利用している
①～④の方が属する世帯
- 高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯

◆連帯保証人

- 原則として連帯保証人が1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

【以下の方は連帯保証人になれません】

- ・生活福祉資金の貸付を受けている方
- ・返済終了までに75歳に達する方
- ・市町村民税非課税世帯の方

◆貸付金利率

- 総合支援資金、福祉費
 - ・連帯保証人を立てる場合無利子
 - ・連帯保証人を立てない場合年1.5%
- 教育支援資金、緊急小口資金
 - ・無利子
- 不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保生活資金
 - ・年3%または長期プライムレートのいずれか低い方を適用

◆返済方法等

- 返済は元金・利子均等の口座振替による月賦。
- 約束された期間に返済できなかった場合、残元金に延滞利子(年10.75%)が日割加算。

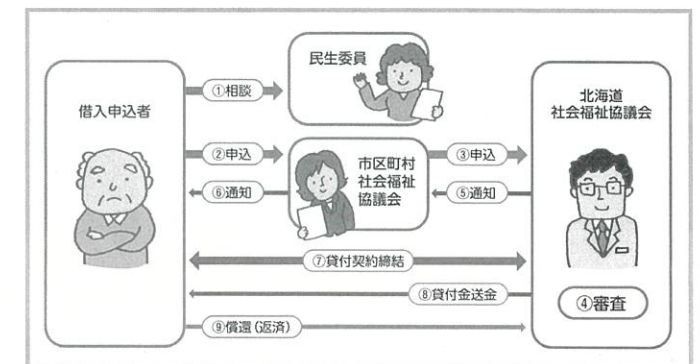
◆民生委員等の相談支援

- この資金は、民生委員、相談員、関係機関の相談支援を受けていただきます。

◆申込み・お問合せ

- ご相談、申込みの窓口はお住まいの社会福祉協議会または地域の民生委員です。
- 相談受付・貸付申請から貸付までには審査等があり、1カ月半程度かかります。

◆相談から貸付決定までの流れ



応急生活資金 貸付のご案内

栗山町社会福祉協議会では、町内に居住する低所得世帯であって、急な出費を要する方に貸付を行っています。

- ◆貸付額 5万円以内

◆ご利用いただける世帯

- ・栗山町に6カ月以上居住して、困窮のため日常生活の繋ぎ資金が必要な世帯。
- ・償還能力がある。
- ・資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
- ・町税、各種行政使用料を完納(滞納世帯は支払成約し、履行している場合)している世帯。

◆連帯保証人

- ・1名必要となります。

◆返済方法等

- ・貸付利息は無利子。
- ・償還期間は貸付の翌日より6カ月以内。

◆申込み・お問合せ

- ・社会福祉協議会へ

毎週金曜日の利用が可能に！ —無料法律相談—

栗山、南幌、長沼、由仁の4町社協は、札幌弁護士会と連携し、下記の通り毎週金曜日に無料法律相談を開設します。

- ①毎月第1金曜日 13時～16時 長沼町社協
- ② " 第2 " 13時～16時 由仁町社協
- ③ " 第3 " 13時～16時 栗山町社協
- ④ " 第4 " 13時～16時 南幌町社協
- ⑤ " 第5 " 13時～16時 栗山町社協

【12月の実施日】

- ①12月6日(金) 13時～16時
長沼町社協 0123-82-5040へ
 - ②12月13日(金) 13時～16時
由仁町社協 0123-82-2167へ
 - ③12月20日(金) 13時～16時
栗山町社協 0123-72-1322へ
 - ④12月27日(金) 13時～16時
南幌町社協 011-378-2088へ
- ※栗山社協の平成26年1月以降の開設日は、町広報にてお知らせいたします。

- ◇申し込み 事前に社協へ電話予約
※先着順とさせていただきます。
- ◇相談料金 無料
- ◇相談時間 おおむね30分程度
- ◇開設場所 各社協
- ◇相談員 札幌弁護士会所属弁護士

車いすを無料で貸出します

- 対象者 一時的に必要な方
 - ・イベントへの参加や旅行
 - ・通院等の外出
 - ・一時的な入退院
- 貸出料金 無料
- 貸出期間 おおむね1週間
※貸出期間は相談に応じます。
- 貸出場所 栗山町総合福祉センター「しゃるる」



福祉の杖のご案内



- 対象者 おおむね65歳以上で歩行に不安のある方
- 料金 1本800円
※2,300円～1,500円
(原価) (赤い羽根共同募金の助成)



【杖の現物(木製)】

- 購入場所 栗山町社会福祉協議会
栗山町役場(住民福祉課)
南部公民館



ご厚志ありがとうございます

平成25年9月21日以降 平成25年11月20日までにお寄せいただいた方です。

●金一封

- 谷口温松様(富士)より 社会福祉事業へ
- 西村和枝様(由仁町)より 母の逝去に際して
- 山崎信治様(松風3)より 父の逝去に際して
- 角昌幸様(由仁町)より 祖母の逝去に際して
- 橋元光幸様(角田)より 母の逝去に際して
- 栗山菊花好友会(塚本虎男会長)様より
社会福祉事業へ
- 栗山高等学校生徒会様より
学校祭バザー益金 社会福祉事業へ

【お詫びと訂正】

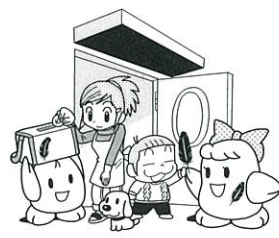
10月号掲載の氏名に誤りがありました。
訂正しお詫び申し上げます。
正 白土 幸雄 さん
誤 白戸 幸雄 さん

※社協への寄附金は確定申告時の所得控除の対象になります。

平成25年12月1日発行(第93号)

発行：社会福祉法人
栗山町社会福祉協議会

〒069-1513 栗山町朝日4丁目9番地36
栗山町総合福祉センター「しゃるる」1階
TEL (0123) 72-1322
FAX (0123) 72-5121
E-Mail k-shakyo@jeans.ocn.ne.jp
印刷：山東印刷株式会社



社協だよりは、赤い羽根共同募金の助成を受け作成しています

最近、携帯電話というスマートフォンが主流です。これまで主流だった折りたたみ式の携帯電話(ガラパゴス携帯)は無くなるの噂も飛び交う中で、折たたみ式携帯の根強い需要に答え、最新モデルが発売されるようです。ガラパゴスと呼ばれるのはまだ早い…と自分の携帯を眺める今日この頃です。

編集後記